

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年9月26日(金)10時00分から11時00分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (9人)

会長	6番	吉見	洋和
会長職務代理者	10番	永井	利一
	1番	齋木	明子
	2番	久原	美樹
	3番	峯	俊一郎
	5番	加藤	清満
	8番	碩	悟
	9番	岡野	正郎
	11番	川島	博

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第15号 非農地証明について

第4 報告第23号 農用地利用集積等促進計画の認可及び公表について

第5 報告第24号 農用地等の利用権の合意解約同意について

第6 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第7 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

次長 内 忠廣

主幹 田中 秀幸

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.農林課農業振興係職員

主幹 川畑 金徳

8.会議の概要

事務局主幹	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまから第9回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は9名で定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、吉見会長に挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>【挨拶】</p>
事務局主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。</p> <p>日程第1、議事録署名議員の指名を行います。議席番号1番、齋木委員、議席番号2番、久原委員の2名を指名いたします。</p> <p>次に日程第2、会期は本日の1日間といたします。</p>
議長	<p>次に、日程第3の議案第15号「非農地証明」についてを議題とし、調査委員から説明を求めます。加藤委員。</p>
3番委員	<p>議案第15号、非農地証明について調査報告いたします。</p> <p>調査員が私と川島委員、徳推進委員、事務局から内さんの4人で調査を行いました。</p> <p>土地の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内町大字武名字里袋原 86 番 1、畑、363 m² ・瀬戸内町大字武名字里袋原 87 番、畑、52 m² ・瀬戸内町大字武名字尻田原 210 番、畑、595 m² ・瀬戸内町大字武名字井口原 347 番、畑、191 m² ・瀬戸内町大字武名字井口原 353 番、畑、495 m² ・瀬戸内町大字武名字板間原 406 番 1、田、103 m² ・瀬戸内町大字武名字板間原 406 番 2、畑、176 m² ・瀬戸内町大字武名字板間原 406 番 3、田、125 m² ・瀬戸内町大字武名字境田原 460 番、田、238 m² <p>合計 9 筆 2338 m²</p> <p>願出人、大阪府〇〇〇〇番地、〇〇〇〇</p> <p>登記名義人、大阪府〇〇〇〇番地、〇〇〇〇</p> <p>代理人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況</p> <p>50年近く耕作放棄された土地であり、現在は雑木が生い茂る原野山林に覆われた状況であります。</p> <p>証明書を必要とする理由</p> <p>現況に則した地目変更登記をするため。</p> <p>証明書発行基準につきましては、瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第2条第1項第3号を適用しております。</p> <p>以下はお目通し願います。</p>

議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 15 号について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 15 号は可決いたしました。</p> <p>次に、日程第 4 の報告第 23 号「農用地利用集積等促進計画認可及び公告について」を議題とし、事務局から説明を求めます。</p>
田中主幹	<p>報告第 23 号「農用地利用集積等促進計画認可及び公告について」報告いたします。資料の 5・6 ページをご覧ください。</p> <p>認可・公告年月日は令和 7 年 8 月 20 日で、契約開始日が令和 7 年 9 月 1 日です。</p> <p>内容につきましては、22 件で畑 22 筆、農地中間管理権の設定を行う出し手が 13 人、農地中間管理権の設定を行う受け手が 10 人です。合計面積が 16, 154 m²となっております。</p> <p>それでは、個々にご説明いたします。資料の 7 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 22 番、農地の所在地、大字芝字タン間原 21 番 4、現況地目、畑、137 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号 23 番、農地の所在地、大字網野子字赤平 501 番 5、現況地目、畑、246 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 24 番、農地の所在地、大字網野子字赤平 501 番 4、現況地目、畑、944 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 25 番、農地の所在地、大字網野子字緑 535 番 1、現況地目、畑、579 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、賃借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号 26 番、農地の所在地、大字勝浦字山下 593 番、現況地目、畑、1729 m²。出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 20 年間となっております。</p> <p>整理番号 27 番、農地の所在地、大字蘇刈字溝田原 654 番 1、現況地目、畑、289 m²。整理番号 28 番、農地の所在地、大字蘇刈字溝田原 653 番 2、現況地目、畑、555 m²。整理番号 29 番、農地の所在地、大字蘇刈字溝田原 653 番 3、現況地目、畑、558 m²。合計 3 筆、1402 m²。出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 30 番、農地の所在地、大字阿木名字緑 1023 番 1、現況地目、畑、1441 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、賃借権によるもので、存続期間は 20 年間となっております。</p>

	<p>整理番号 31 番、農地の所在地、大字阿木名字組川 884 番 1、現況地目、畑、3451 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号 32 番、農地の所在地、大字蘇刈字阿ガン間 850 番 3、現況地目、畑、158 m²。整理番号 33 番、農地の所在地、大字蘇刈字阿ガン間 850 番 4、現況地目、畑、158 m²。整理番号 34 番、農地の所在地、大字蘇刈字阿ガン間 850 番 5、現況地目、畑、158 m²。合計 3 筆、474 m²</p> <p>出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 35 番、農地の所在地、大字嘉鉄字大蔵原 707 番、現況地目、畑、310 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 20 年間となっております。</p> <p>整理番号 36 番、農地の所在地、大字篠川字尾崎 674 番 3、現況地目、畑、1019 m²。整理番号 37 番、農地の所在地、大字篠川字上行 754 番 1、現況地目、畑、1215 m²。合計 2 筆、2234 m²。出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号 38 番、農地の所在地、大字於齊字摺前 1194 番 1、現況地目、畑、720 m²。整理番号 39 番、農地の所在地、大字於齊字摺前 1194 番 3、現況地目、畑、99 m²。整理番号 40 番、農地の所在地、大字於齊字摺前 1196、現況地目、畑、171 m²。整理番号 41 番、農地の所在地、大字於齊字摺前 1205、現況地目、畑、456 m²。整理番号 42 番、農地の所在地、大字於齊字セリ勝 1476 番 1、現況地目、畑、199 m²。合計 5 筆、1645 m²。出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 43 番、農地の所在地、大字於齊字セリ勝 1460 番 1、現況地目、畑、1562 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局より第 23 号の報告がありました。質疑はありませんか。岡野委員。
9 番委員	整理番号 32 から 34 番は〇〇〇〇さんが借りている農地ではないのか。
川畑主幹	この 3 筆については〇〇〇〇さんが購入した農地になっております。
9 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はありませんか。碩委員。
8 番委員	整理番号 31 番は現在も 3451 m ² のうち 1450 m ² を〇〇〇〇が借りているのではないのか。そうであればこの促進計画に記載されている面積は 3451 m ² から 1450 m ² を差し引いた 2001 m ² にすべきではないのか。貸主や借主はそれぞれ理解しているのか。
川畑主幹	この農地は分筆されていないため 1 筆の面積が記載されておりますが、農地バンクへの申請面積を 3451 m ² のうち 2001 m ² という記載に修正いたします。また、貸主や借主は貸借する面積については理解しております。
8 番委員	了解しました。

議長	他に質疑はありませんか。加藤委員。
5 番委員	整理番号 22 番の農地において伐採していたところ国定公園に指定されていると のことで環境省の方に指導されたという話を聞いたが、農地であっても国定公園内 であれば伐採できないのか。
内次長	農地が国定公園に入るとは思えませんが、農地の周辺であれば国定公園に指定さ れている可能性もありますので、担当課の水産観光課に確認をとりたいと思いま す。
5 番委員	よろしくお願いいいたします。
議長	他に質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないようですので以上で、報告第 23 号は終わります。 次に、日程第 5 の報告第 24 号「農用地等の利用権の合意解約同意」について事 務局から説明を求めます。
田中主幹	報告第 24 号 1、農地等の利用権の合意解約について 土地の表示 ①瀬戸内町大字蘇刈字溝田原 653 番 2、畑、555 m ² ②瀬戸内町大字蘇刈字溝田原 653 番 3、畑、558 m ² ③瀬戸内町大字蘇刈字溝田原 654 番 1、畑、289 m ² 、合計 3 筆 1402 m ² 申出者 出し手、鹿児島県始良市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 18 日 合意解約の理由、受け手の変更 報告第 24 号 2 土地の表示 ①瀬戸内町大字蘇刈字深作 111 番 1、畑、264 m ² 申出者 出し手、鹿児島県始良市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 18 日 合意解約の理由、受け手の変更 報告第 24 号 3 土地の表示 ①瀬戸内町大字蘇刈字深作 112 番 3、畑、350 m ² 申出者 出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 18 日 合意解約の理由、受け手の変更 報告第 24 号 4

土地の表示

①瀬戸内町大字節子字山田 711 番、畑、587 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 18 日

合意解約の理由、売買・所有権移転予定

報告第 24 号 5

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字打杉 590 番 5、畑、350 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 25 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 6

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字福地 475 番 3、畑、1385 m²

②瀬戸内町大字網野子字福地 491 番 1、畑、734 m²、合計 2 筆 2119 m²

申出者

出し手、奄美市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 25 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 7

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字赤平 531 番 2、畑、153 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 25 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 8

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字赤平 534 番 1、畑、619 m²

申出者

出し手、大阪府豊中市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 25 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 9

土地の表示

- ①瀬戸内町大字網野子字金久田 79 番 1、畑、1843 m²
- ②瀬戸内町大字網野子字福地 491 番 2、畑、1552 m²
- ③瀬戸内町大字網野子字福地 492 番 4、畑、783 m²、合計 3 筆、4178 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字○○○○番地、○○○○

受け手、瀬戸内町大字○○○○番地、○○○○

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 25 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 10

土地の表示

- ①瀬戸内町大字網野子字金久田 102 番 2、畑、1218 m²
- ②瀬戸内町大字網野子字金久田 103 番 6、畑、42 m²
- ③瀬戸内町大字網野子字福地 470 番 2、畑、445 m²
- ④瀬戸内町大字網野子字川内 755 番 1、畑、2710 m²
- ⑤瀬戸内町大字網野子字川内 755 番 7、畑、1382 m²、合計 5 筆、5797 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字○○○○番地、○○○○

受け手、瀬戸内町大字○○○○番地、○○○○

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 8 月 25 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 11

土地の表示

- ①瀬戸内町大字節子字瀬武 1426 番 1、畑、1020 m²

申出者

出し手、神戸市西区○○○○番地、○○○○

受け手、瀬戸内町大字○○○○番地、○○○○

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 9 月 2 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 12

土地の表示

- ①瀬戸内町大字節子字前田 981 番 3、畑、387 m²

申出者

出し手、瀬戸内町大字○○○○番地、○○○○

受け手、瀬戸内町大字○○○○番地、○○○○

合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 9 月 2 日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第 24 号 13

土地の表示

- ①瀬戸内町大字節子字半田 571 番、畑、685 m²
- ②瀬戸内町大字節子字前田 982 番 1、畑、363 m²、合計 2 筆 1048 m²

	<p>申出者 出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 合意解約の合意が成立した日、令和7年9月2日 合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足</p> <p>報告第24号14</p> <p>土地の表示 ①瀬戸内町大字節子字狩又1356番1、畑、2557㎡</p> <p>申出者 出し手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 受け手、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 合意解約の合意が成立した日、令和7年9月4日 合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局より報告第24号1から14の報告がありました。質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので以上で、報告第24号は終わります。</p> <p>次に、日程第6の報告第25号の「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について報告をお願いします。</p>
田中主幹	<p>報告第25号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字芝字タン間原37番4、畑、209㎡ ②瀬戸内町大字芝字タン間原38番、畑、1527㎡ ③瀬戸内町大字芝字金久原172番、畑、442㎡ ④瀬戸内町大字芝字内田原307番1、畑、1295㎡ ⑤瀬戸内町大字芝字内田原313番、畑、99㎡ ⑥瀬戸内町大字芝字川内原327番1、畑、1057㎡ ⑦瀬戸内町大字芝字大作原607番、畑、102㎡、合計7筆、4731㎡</p> <p>権利を取得した者、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 権利を取得した日、令和6年8月26日 権利を取得した事由、相続 取得した権利の種類及び内容、種類、所有権 農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望する 届出の年月日、令和7年9月10日</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局より第25号の報告がありました。質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないようですので以上で、報告第25号は終わります。

	次に、日程第 7 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。
田中主幹	<p>諸般の報告をいたします。</p> <p>令和 7 年 9 月 11 日木曜日から翌 12 日金曜日にかけて、農業委員会サポートシステム・タブレット操作説明会が開催され、田中主幹が参加しております。</p> <p>次に行事予定であります、</p> <p>令和 7 年 10 月 21 日火曜日に第 10 回農業委員会総会を予定しております。</p>
議長	<p>諸般の報告及び行事予定の説明がありました。</p> <p>質疑はありますか。</p>
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので、次に「その他」で委員及び推進委員、事務局から何かありませんか。田中主幹。</p>
田中主幹	<p>農業委員会の法令遵守の申し合わせについて決議いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>決議文を読み上げます。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 <p>令和 7 年 9 月 26 日、瀬戸内町農業委員会</p>
議長	<p>決議文書のとおり法令遵守をよろしくお願ひいたします。</p> <p>他に何かありませんか。事務局、田中主幹。</p>
田中主幹	<p>前回の総会で査委員からご質問のありました公務災害補償制度についてであります。お配りいたしました資料でございますようにこの保険制度は全国農業会議所を保険契約者といたしまして農業委員推進委員を被保険者とする団体契約となっております。</p> <p>保険期間は毎年 10 月 1 日から翌年の 10 月 1 日までとなっております。</p> <p>本町は毎年 A 型に加入しております。保険料は 1000 円となっております。</p> <p>委員として就業中のケガ等に保険が適用されることになっております。</p> <p>公務につきましては裏面の 2 に例示がございますのでお目通し願ひします。</p>
議長	この件に関しまして、質問はありますか。

	委員より「なし」の声あり
議長	他に何かありませんか。事務局、田中主幹。
田中主幹	<p>お配りしております、令和7年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議の大島地区の開催案内でございますが、開催日時が11月11日火曜日の午後1時半からで、開催場所が宇検村の元気のでる館となっております。</p> <p>来月の総会時に改めてご出欠のご確認をさせていただきますが、日程調整の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして、第9回農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和7年9月26日

署名委員

署名委員